

第二条第一項第三十二号中(177)とし、(174)から(176)までを(176)から(178)までとし、(173)を(174)とし、その次に次のように加える。

(175) 三―メチル―五―フエニルペンター―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(172)を(173)とし、(105)から(171)までを(106)から(172)までとし、(104)の次に次のように加える。

(105) 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」)ヘプター―二―エン―二―イル)―二―二―

ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の十一を第八十五号の十二とし、第八十五号の八から第八十五号の十までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の七の次に次の一号を加える。

八十五の八 二―ターシヤリ―プ―チルフエノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二―ターシヤリ―プ―チルフエノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二―ターシヤリ―プ―チルフエノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省、農林水産省、令第一号

経済産業省、国土交通省
水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八條第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年六月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
厚生労働省、農林水産省、令第三号
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年 厚生労働省、農林水産省、令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務方法書の記載事項) 第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 〇三 (略) 二 〇三 (略) 三 〇三 (略) 四 機構法第十二條第一項第四号に規定する特定河川工事に關する事項 五 〇三 (略)	(業務方法書の記載事項) 第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 〇三 (略) 二 〇三 (略) 三 〇三 (略) 四 (新設) 五 〇三 (略)

附 則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

○農林水産省令第三十六号
水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五條の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二十五号)第八條第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年六月十四日
農林水産大臣 山本 有二

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)</p> <p>第四条の四 令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第五号を除く。)の業務又は同条第二項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。)に係る施設</p> <p>七 二十八 (略)</p>	<p>(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)</p> <p>第四条の四 令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第四号を除く。)の業務又は同条第二項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。)に係る施設</p> <p>七 二十八 (略)</p>

改正後

改正前

<p>九 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項(同項第五号を除く。)の業務又は同条第二項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。)に係る行為</p> <p>十 三十 (略)</p>	<p>九 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項(同項第四号を除く。)の業務又は同条第二項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。)に係る行為</p> <p>十 三十 (略)</p>
---	---

附則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

○国土交通省令第三十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十六号)及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十九年政令第百五十六号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

都市緑地法施行規則の一部改正

第一条 都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(市民緑地設置管理計画の認定の申請)

(緑化施設整備計画の認定の申請)

<p>第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。</p>	<p>第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>図書の種類</td> <td>明示すべき事項</td> </tr> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等(緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。)の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積</td> </tr> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等(緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。)の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積	<table border="1"> <tr> <td>図書の種類</td> <td>明示すべき事項</td> </tr> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水</td> </tr> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水
図書の種類	明示すべき事項												
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物												
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等(緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。)の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積												
図書の種類	明示すべき事項												
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物												
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水												

2

(新設)

前項の場合において、同項の申請書に記載された緑化施設等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、市町村長が別に書面を定めたときは、当該書面によることができる。

一 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十四年法律第百一号)第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの、首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年総理府・建設省令第七号)第二条の書面

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

○国土交通省令第三十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十六号)及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十九年政令第百五十六号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

都市緑地法施行規則の一部改正

第一条 都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。